

平成27年第1回防府市議会定例会会議録（その7）

○平成27年3月25日（水曜日）

○議事日程

平成27年3月25日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第20号 防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について
(総務委員会委員長報告)
- 議案第12号 防府市子ども・子育て支援事業計画について
- 議案第14号 防府市留守家庭児童クラブ設置及び管理条例の制定について
- 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第16号 防府市図書館設置条例の全部改正について
教育厚生委員会の閉会中の継続審査について
- 議案第25号 防府市立保育所設置条例中改正について
- 議案第26号 防府市介護保険条例中改正について
- 議案第42号 平成27年度防府市介護保険事業特別会計予算
(以上教育厚生委員会委員長報告)
- 議案第21号 防府市手数料条例中改正について
- 議案第23号 防府市手数料条例中改正について
- 議案第24号 防府市手数料条例中改正について
- 議案第35号 平成27年度防府市競輪事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度防府市索道事業特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度防府市と場事業特別会計予算
- 議案第39号 平成27年度防府市青果市場事業特別会計予算
- 議案第40号 平成27年度防府市駐車場事業特別会計予算
- 議案第41号 平成27年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第43号 平成27年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

- 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度防府市水道事業会計予算
議案第 4 5 号 平成 2 7 年度防府市工業用水道事業会計予算
議案第 4 6 号 平成 2 7 年度防府市公共下水道事業会計予算
(以上環境経済委員会委員長報告)
- 4 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度防府市一般会計予算
(予算委員会委員長報告)
- 5 報告第 3 号 契約の報告について
- 6 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度防府市一般会計補正予算 (第 1 0 号)
議案第 4 8 号 平成 2 7 年度防府市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 7 議案第 4 9 号 防府市国民健康保険条例中改正について
議案第 5 0 号 平成 2 7 年度防府市一般会計補正予算 (第 2 号)
議案第 5 1 号 平成 2 7 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 8 議案第 5 2 号 防府市中小企業振興基本条例の制定について
- 9 議案第 5 3 号 防府市議会委員会条例中改正について
- 10 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員 (2 5 名)

1 番	和田 敏明 君	2 番	藤村 こずえ 君
3 番	清水 浩司 君	4 番	山下 和明 君
5 番	重川 恭年 君	6 番	山田 耕治 君
7 番	三原 昭治 君	8 番	河杉 憲二 君
9 番	山根 祐二 君	1 0 番	安村 政治 君
1 1 番	橋本 龍太郎 君	1 2 番	吉村 弘之 君
1 3 番	山本 久江 君	1 4 番	田中 敏靖 君
1 5 番	中林 堅造 君	1 6 番	久保 潤爾 君
1 7 番	田中 健次 君	1 8 番	平田 豊民 君
1 9 番	今津 誠一 君	2 0 番	木村 一彦 君
2 1 番	上田 和夫 君	2 2 番	行重 延昭 君
2 3 番	松村 学 君	2 4 番	高砂 朋子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																					
教	育	長	杉山一茂君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君													
総	務	部	長	吉	川	祐	司	君	総	務	課	長	林	慎	一	君											
総	合	政	策	部	長	持	溝	秀	昭	君	生	活	環	境	部	長	福	谷	眞	人	君						
健	康	福	祉	部	長	藤	津	典	久	君	産	業	振	興	部	長	山	本	一	之	君						
土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君	入	札	検	査	室	長	金	谷	正	人	君				
会	計	管	理	者	桑	原	洋	一	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	末	岡	靖	君					
監	査	委	員	事	務	局	長	藤	本	豊	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福	田	直	之	君
消	防	長	牛	丸	正	美	君	教	育	部	長	原	田	知	昭	君											
上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君																

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

午前10時 開議

○議長（安藤二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部については、熊谷産業振興部理事が欠席する旨の届け出に接しておりますので御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、上田議員、22番、行重議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

なお、採決につきましては、原則として、お手元に配付しております議案の賛否報告書に記載の議案の順番に従ってお諮りいたします。

この際、総務部長より発言の申し出がございましたので、これを許します。総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） さきの3月4日に開催されました本会議に上程されました議案第20号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正についての質疑中、和田議員の質問に対する私の答弁の一部につきまして、本会議終了後、複数の方から議会に対して失礼ではないか等々の御意見や御指摘をいただきました。

私といたしましては、もとより御指摘をいただいたような意味で申し上げたつもりではございませんでしたが、私の言葉の至らなさ、あるいは多少言葉の多さということから、御指摘をいただくような発言となりました。御意見や御指摘を真摯に受けとめ、不快な思いをされた議員の皆様にも、ここにおわびを申し上げます。大変失礼をいたしました。

以上でございます。

議案第20号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について

（総務委員会委員長報告）

議案第12号防府市子ども・子育て支援事業計画について

議案第14号防府市留守家庭児童クラブ設置及び管理条例の制定について

議案第15号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正について

教育厚生委員会の閉会中の継続審査について

議案第25号防府市立保育所設置条例中改正について

議案第26号防府市介護保険条例中改正について

議案第42号平成27年度防府市介護保険事業特別会計予算

（以上教育厚生委員会委員長報告）

議案第21号防府市手数料条例中改正について

議案第23号防府市手数料条例中改正について

議案第24号防府市手数料条例中改正について

議案第35号平成27年度防府市競輪事業特別会計予算

議案第36号平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第37号平成27年度防府市索道事業特別会計予算

議案第38号平成27年度防府市と場事業特別会計予算

議案第 39 号平成 27 年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第 40 号平成 27 年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第 41 号平成 27 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 43 号平成 27 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 44 号平成 27 年度防府市水道事業会計予算

議案第 45 号平成 27 年度防府市工業用水道事業会計予算

議案第 46 号平成 27 年度防府市公共下水道事業会計予算

(以上環境経済委員会委員長報告)

○議長(安藤 二郎君) それでは、議案第 12 号、議案第 14 号から議案第 16 号まで、教育厚生委員会の閉会中の継続審査について、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 23 号から議案第 26 号まで、及び議案第 35 号から議案第 46 号までの 22 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 20 号について、総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

[総務委員長 三原 昭治君 登壇]

○7番(三原 昭治君) おはようございます。さきの本会議において、総務委員会に付託となりました議案第 20 号につきまして、去る 3 月 13 日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

議案第 20 号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「防府市特別職報酬等審議会の答申を受けて本議案が提出されているのだが、市長から審議会への諮問の中に「条例改正の手続を含め種々の議論もある」との表現があったが、この意味は」との質疑に対し、「特別職の報酬等の額を決定する際は第三者機関に意見を聞くこととの昭和 39 年の自治事務次官通知等がございますが、議員提案による平成 24 年 6 月の改正の際にこれらの内容が反映されていないことも種々の議論のうちの一つでございます」との答弁がございました。

また、「審議会での協議に対する事務局の役割は」との質疑に対し、「諮問の際には事務局は委員の皆様へ現状についての資料をお示しし、また、答申については事務局が内容に関与することなく、委員間で協議され、答申書の提出をいただいたものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「審議会の答申では平成 25 年 3 月の市議会の議決は重く受けとめなければならないとしているが、議会の

意向が反映された改正内容とはなっていないことから本議案について反対する。一方で、特別職の職責に見合う収入をある程度担保する必要はあると考える。審議会の際には退職手当だけでなく、給料や期末手当も含めて収入全体について協議していただきたかった」等の反対意見がある一方、「改正案への反対意見に理解できる部分もあるが、特別職の職責に見合う収入が担保されていない現状を考慮し、本議案に賛成する」等の賛成意見がございました。

反対の意見がございましたことから挙手による採決をした結果、賛成少数により、不承認とした次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 次に、教育厚生委員会に付託されておりました議案第12号、議案第14号から議案第16号まで、教育厚生委員会の閉会中の継続審査について、議案第25号、議案第26号及び議案第42号について、教育厚生委員長の報告を求めます。河杉教育厚生委員長。

〔教育厚生委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○8番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、教育厚生委員会に付託となりました議案第12号、議案第14号から議案第16号、議案第25号、議案第26号及び議案第42号の7議案につきまして、去る3月16日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第12号防府市子ども・子育て支援事業計画について、質疑等の主なものを申し上げますと、「事業の進捗状況や計画全体の成果等を点検、評価する防府市子ども・子育て会議の委員には、ワーク・ライフ・バランスという観点から労働者の代表が入るべきと考えるが、現在の状況はいかがか」との質疑に対し、「連合山口から1名、女性の方に委員として入っていただいております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、承認した次第でございます。

次に、議案第14号防府市留守家庭児童クラブ設置及び管理条例の制定につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

続きまして、議案第15号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑等の主なものを申し上げます。

「特別職の身分となる教育長について、職務専念義務の免除を条例で規定しなければな

らないのは、どのような理由によるものか」との質疑に対し、「改正法では、「教育長は常勤とし、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てを、その職責遂行のために用いなければならない」と定めていることから、職務専念義務の免除については条例で規定する必要が生じたものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、承認した次第でございます。

続きまして、議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正についてでございますが、本案に関連し、議案第34号平成27年度防府市一般会計予算に「防府市立図書館指定管理経費」が債務負担行為として計上されていたことから、質疑に当たりましては、執行部に対し、今後の方針等についても説明を求めたところでございます。

それでは、本案について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「指定管理者制度のメリット・デメリットを参考資料により提示していただいたが、サービスの質の面でのコストについては、比較することができない。この制度を導入する理由は何か」との質疑に対し、「長期的な視野、総合的な見地に立ち、図書館サービスの維持・向上を図る上で、優秀な職員の継続的な育成や、図書館業務の基本である「継続性」「蓄積性」「専門性」の維持が見込めることから、公益財団法人防府市文化振興財団を念頭に制度の導入を検討しております」との答弁がございました。

また、「図書館は、社会教育法や図書館法に基づく社会教育施設であり、民間に指定管理させることについては、疑義を抱く。文献上でも、図書館の管理・運営を指定管理者に行わせることに対し、多くの反対論が見られるが、これについて、どのように考えているか」との質疑に対し、「教育委員会では、営利を目的とせず、公益性の強い公益財団法人を指定管理候補者として検討を進めております。また、指定管理者制度を導入している公立図書館は、現在、全国で12%程度でございますが、徐々に増えてきておりますし、今後も増加するものと考えております」との答弁がございました。

また、「公益財団法人を指定管理者とした場合、市の体制はどのようになるのか」との質疑に対し、「教育委員会事務局のいずれかの課に兼務職員を配置し、図書館を管理する機能を設けたいと考えております」との答弁がございました。

これに対し、「図書館業務は、非常に重要なものであると考えるが、これを単独で管轄する部署の設置や専従職員の配置については、考えていないのか」との、さらなる質疑があり、「現在のところ、課の新設は考えておりませんが、職員の配置を含めた組織の構成等につきまして、今後、組織や人事を所管する総務部と協議を進めてまいります」との答

弁がございました。

さらに、「館の運営や実情をチェックする組織としての図書館運営協議会の規定が条例案に盛り込まれていないのは、どのような理由からか」との質疑に対しましては、「本条例案には規定しておりませんが、組織の設置につきましては、現在、検討しているところでございます」との答弁がございました。

その他、「県内の図書館の状況を見ると、唯一、条例に指定管理者制度の規定を設け、指定管理者を置いていた下関市が、方針を変更して直営としており、また、その他の市においても制度導入に向けた動きが表面化していない中で、防府市が指定管理者制度の導入に取り組む必要があるのか疑問に思う」との意見がございました。

質疑を終結し、審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、「指定管理者制度導入後の市の体制や運営協議会組織の設置に対する条例上の措置等について疑義が残ることから、継続して審査したい」との動議が提出され、挙手による採決を行った結果、賛成多数により閉会中の継続審査とした次第でございます。

続きまして、議案第25号防府市立保育所設置条例中改正について、質疑等の主なものを申し上げますと、「利用者負担額について、「政令で定める額を上限として市が定める」としているが、この規定では、負担額が改定されてもその額が適切か否かを議会として審査することができない。世帯の所得状況等に応じた区分ごとの金額を明記すべきではないか」との質疑に対し、「現時点で、限度額を定める政令がまだ公布されていないことから、市の算定する利用者負担額について、限度額以下であることが担保できないため、このような規定としたものでございます」との答弁がございました。

これに対し、「条文の表現については運用上、やむを得ないが、負担額改定の際は、議会へ説明していただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第26号防府市介護保険条例中改正につきましては、「保険料の改定に当たり、金額が大幅に引き上げられていることから、改正案に反対する」との意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

続きまして、議案第42号平成27年度防府市介護保険事業特別会計予算についての主な質疑等でございますが、「社会保障・税にかかわる番号制度に対応する介護保険システムの改修が予定されているが、当該制度の利用によりどのようなメリットがあるのか」との質疑に対し、「要介護認定者の転入・転出に際し、従来、市町村間では紙ベースで授受

されていた認定状況等の情報について、システムを通して確認できるようになる等、住民サービスの向上につながるメリットがございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、「介護保険料を改定する条例の改正案について反対の立場から、予算案についても反対する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました。

以上、御報告申し上げます。ただし、議案第16号については、中間報告とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 次に、環境経済委員会に付託されておりました議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第35号から議案第41号まで、及び議案第43号から議案第46号までについて、環境経済委員長の報告を求めます。重川環境経済委員長。

〔環境経済委員長 重川 恭年君 登壇〕

○5番（重川 恭年君） おはようございます。さきの本会議におきまして、環境経済委員会に付託となりました議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第35号から議案第41号まで、及び議案第43号から議案第46号までの14議案につきまして、去る3月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第21号防府市手数料条例中改正について、議案第23号防府市手数料条例中改正について及び議案第24号防府市手数料条例中改正についての3議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては、執行部の説明をとり、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第35号平成27年度防府市競輪事業特別会計予算、議案第36号平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計予算、議案第37号平成27年度防府市索道事業特別会計予算、議案第38号平成27年度防府市と場事業特別会計予算、議案第39号平成27年度防府市青果市場事業特別会計予算、議案第40号平成27年度防府市駐車場事業特別会計予算、議案第41号平成27年度防府市交通災害共済事業特別会計予算、及び議案第43号平成27年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算の8議案について、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第35号についての質疑等の主なものを申し上げますと、「平成27年度の収支については、どのような見通しか」との質疑に対し、「本年4月に、GⅡグレードでもある「第31回共同通信社杯」を防府競輪場において開催することから、予算上では、基金に1億円を積み立てた上で、3,000万円程度の黒字を見込んでおります」との答

弁がございました。

また、議案第36号では、「新規事業のヘルスアップ事業の中で、保健師等の面接などによる指導とあるが、その内容はどうか」との質疑に対し、「レセプトや特定健康診査の分析による対象者の抽出や、その後の保健指導を委託により実施する予定としております」との答弁がございました。これに対し「委託によるサポートだけでなく、直接、行政がサポートする仕組みも今後検討してほしい」との要望がございました。

各議案の審査を終え、お諮りしましたところ、議案第36号については、「来年度も保険料の値上げをせず、県内他市と比較しても、低い保険料となっていることは、評価できるが、それでもなお、現在の保険料の額は、市民生活に大きな負担を与えている。さらに、今回の当初予算は、平成30年度からの国民健康保険事業の都道府県化を目指す布石となっていることから、賛成できない」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました次第でございます。

なお、議案第35号、議案第37号から議案第41号まで、及び議案第43号の7議案につきましては、いずれの議案も全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

続きまして、議案第44号平成27年度防府市水道事業会計予算、議案第45号平成27年度防府市工業用水道事業会計予算、及び議案第46号平成27年度防府市公共下水道事業会計予算の3議案について、一括して御報告申し上げます。

議案第46号についての質疑等の主なものを申し上げますと、「大道地区への公共下水道整備については、どのように計画しているのか」との質疑に対し、「平成27年度に実施設計を行い、平成30年度までに大道地区の入り口までの幹線工事を行う予定としております。その後、平成35年度までをめどに面的な整備を行いたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、3議案とも、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました14議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） これより、関係各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。山本議員。

○13番（山本 久江君） それでは、討論を行います。

上程されております 22 議案のうち、16 議案には賛成、6 議案、すなわち議案第 15 号、16 号、20 号、26 号、36 号、そして 42 号につきましては、反対の立場を表明し、討論を行います。

まず、議案第 15 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

法改正に伴う条例改正とはいえ、約半世紀ぶりに教育委員会制度が変わる、その内容について触れなければなりません。今回の改定は、教育行政の責任の明確化と称して、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものでございます。

その一方で、教育委員会の教育長に対する指揮監督権は奪われます。また、地方自治体の教育政策の方針となる大綱を首長が決定するとしております。本来教育は子どもの成長や発達のために教員と子どもの人間的な触れ合いを通じて行われておりまして、自主性や自由といったことが極めて大事でございます。

ですから、戦後、政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められてまいりました。政治が教育内容に介入し、教育をゆがめることは絶対にあってはなりません。教育委員会が教育の自由、自主性を守る本来の役割を果たすことが重要でございます。国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくり、教育の政治的中立を侵すおそれのある今回の法改正、これに伴う本条例には賛成できません。

次に、議案第 16 号防府市図書館設置条例の全部改正についてでございます。

委員会ではただいま御報告がありましたように、継続審議となっておりますが、20 日の予算委員会の採決を受け、継続審議の必要はないと考えております。本議案につきましては、第 11 条、指定管理者の業務が条文化されていることに納得できません。図書館事業は司書などの専門的職員が安定的に配置、養成され、長期的な視野を持って仕事をして、初めて成立するサービスでございます。

ですから、国会でも文部科学大臣が、指定管理は図書館にはなじまない制度と表明したり、県内で唯一条例化している下関市も新年度から市直営に戻すと言われております。市が業務の継続性、蓄積性、専門性などの保持を言うなら、人事のあり方を見直すべきであり、それはできないことではありません。利用者の声も反映されておらず、公益財団法人とはいえ、これまで図書館運営の実績は全くなく、指定管理の 5 年の契約がされようとしております。ネットワーク事業など市がやるべきこともあり、管理する部署、室を設けることとしておりますけれども、図書館法に基づく図書館のあり方を最も効果的にあらわすためには、市直営で運営するべきだと考えております。

また、条文に図書館運営協議会の設置が必要との指摘もさせていただきたいと思います。よって、議案第16号には反対をいたします。

次に、議案第20号でございます。討論をいたします。

市長等の退職金についてでございますけれども、平成24年6月議会、平成25年3月議会におきまして、この問題についての基本的な立場を表明をいたしております。月額給料と支給率の違いで、全国の首長などの退職手当の額はまちまちでございます。

そうした中、市民の中には4年の任期ごとにおよそ2,000万円の退職金を受け取ることに對して違和感や疑問が拭えないという声があることも、これまで指摘してきたとおりでございます。

平成24年6月議会で、内閣総理大臣をはじめ、国務大臣の退職手当が「一般官吏について定められているものの例による」となっておりますが、この例を参考に議論を重ね、条例化をいたしました。全国的には、退職手当は廃止したほうが良いという意見もある中、私どもは現行制度が望ましいと考えております。よって、本議案には賛成しがたいという立場を表明をいたします。

引き続き、議案第26号防府市介護保険条例中改正でございます。

今回の改定は、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料率を定め、また介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期を定めるものでございます。新年度からの介護保険料の基準額、月額5,468円と、今年度に比べ700円の値上げとなっております。約15%の値上げです。市としても保険料の段階設定を10段階から11段階にするなど、保険料上昇幅の抑制を図ってはおります。

しかしながら、今日、経済状況の厳しさ、また年金額の減少等で、保険料の値上げは市民にとって極めて負担の重いものとなっております。さらなる軽減が求められます。

一方、要支援者の訪問介護と通所介護を介護保険給付から外し、市の地域支援事業に移行させる方針は、全国的にも、とても提供事業者の確保の見通しが立たないということで大きな問題となっております。防府市もそうですけれども、今回の条例に触れますが、2年間の猶予期間を設けざるを得ない状況でございます。国に対し、見直しを求めることが必要です。

以上の点から、議案第26号には反対の立場を表明し、関連で議案第42号平成27年度防府市介護保険事業特別会計予算につきましても値上げされた保険料等が予算化されたという点で賛成しがたい旨、態度を表明いたします。

最後に、議案第36号平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

新年度の保険料率は報告がありましたように、据え置きとなっておりますが、現在の保険料は所得の1割を超える負担となっております。払いたくても払えない世帯が大変多い状況でございます。国庫負担率の低下が国保料高騰の大きな要因でございますけれども、全国的には一般会計からの繰り入れを行うことにより、保険料の引き下げに踏み切る自治体も多くあります。市としても、こうした努力をすべきでございます。

滞納すれば短期保険証、資格証明書が発行されますが、医療機関にかかれぬ深刻な状況でございます。新年度からは保険財政共同安定化事業が始まりまして、保険給付費の都道府県単位化が行われますが、平成30年度からの国保の都道府県化では国保料がさらに上がることが懸念されております。国保料の引き下げが必要との立場から、本議案には反対の立場を表明いたします。

以上、長くなりましたが、一括して討論を行いました。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○16番（久保 潤爾君） 一括で上程されております議案のうち、議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正についての継続審査について、そして議案第20号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について、反対の立場で討論いたします。

まず、議案第16号の継続審査につきましては、教育厚生委員会の予算分科会での執行部の説明はたしかに疑義が残るものでありましたが、予算委員会全体会における執行部の説明によって十分にその内容を理解することができましたので、継続審査の必要はなくなったと考え、継続審査について反対いたします。

続きまして、議案第20号に関して反対の立場で討論いたします。

このたびの報酬審議会の答申は、議会の議決を重く受けとめなければならないとしながらも、平成25年3月議会で議決された市長退職金の大幅な減額を10%程度の減額にとどめるもので、到底議会の議決を重く受けとめているとは言えないというのがその理由であります。

25年3月議会の反対討論では、4年間務めて数千万円の退職金を受け取るというのは市民感覚からかけ離れているという討論がありました。実際4年間務めて、月額給与の約2年分の退職金が出るというのは、市民感覚からは理解しがたい制度であると思います。

また、ほかに主な反対討論の趣旨として、市長の退職金制度は選挙によらず、公務員が市長になる官選市長制をとっていたときの名残で、見直すべきだという内容でありました。それらの理由に基づき、反対の議決がなされたわけですから、退職金の減額率を大幅に縮小し、市長をはじめとする特別職の退職金制度を維持しようとするような今回の答申は、

繰り返しになりますが、議会の議決を重く受けとめているとは言えないと考えます。

また、総務委員会の議員間討議でも述べましたが、平成25年1月1日より、地方公務員の特別職で勤続年数が5年以下の者の退職金について大幅に課税が強化されております。この措置は高額な退職金とそれに対する税制上の優遇措置に対する批判を受けてのもので

す。このような社会情勢の変化もある中、市長をはじめとする特別職の退職金制度を従前に近い形で維持しようとするような今回の条例改正案は時代の流れに沿わないものであると考えます。

一方で、我々議会としても、報酬審議会での真摯で慎重な議論は尊重しなければならないことも事実です。その点で考えれば、責任が重く激務である市長をはじめとする特別職の収入はそれに見合ったものを担保しなければならないという、そういう趣旨の報酬審議会での議論は十分に尊重すべきであると思いますし、私も同感であります。

25年3月議会での議決を重く受けとめ、なお特別職の収入を担保するという視点に立つなら、先ほど言及しました税制上の改正も鑑み、審議会の会議録にもありましたように、市長をはじめとする特別職の月額給与額を引き上げ、退職金の額は現在の額にとどめるといった議論をもっと深く掘り下げていただければよかったのではないかとこの報酬審議会への私の思いをつけ加えまして反対の討論といたします。

残る議案については、執行部の説明を了とし、賛成いたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 本議会で上程されました議案のうち、議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正についての継続審査について反対、議案第20号防府市職員退職手当支給条例等の改正について反対の立場で討論させていただきます。

まず、防府市図書館設置条例の改正についての継続審査なんですが、予算分科会のほうの教育厚生委員会の分科会のほうで、執行部の予算委員会の中でも申し上げたんですが、図書館の今後の管理やいろんな今後の体制について整えてほしいという中で、十分な意見が、答弁が得られなかったのが継続審査ということにしたんですが、その後の予算委員会全体会の中で職員体制や学校図書館についても、ネットワークを整備するために職員体制、その他の部分について前向きな答弁がありました。

つきまして、予算委員会の採決であったように、継続審査が必要ないと思いますので、この継続審査について反対の立場を表明いたします。

続きまして、議案第20号の防府市職員退職手当支給条例等の改正についてなんですが、

市長の退職金等については、4年間の短い期間の中で数千万円の退職手当がもらえるということについては市民感情を考慮しながら、我々の議会のほうで議決した現行制度のほうがより市民に受け入れられる制度だと思っております。

報酬審議会のほうで、市長の今の激務に対しては、十分な報酬が必要ということは十分理解できますので、久保議員が言われたように、この退職手当を4年の月数、つまり48カ月をかけてやるということは、いわゆる給料の後払いのような感覚になりますので、そういう制度ではなく、ちゃんと市長の報酬を審議していただいて、退職手当については現行制度を維持してほしいということで反対をさせていただきます。

ほかの議案については賛成といたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 一括上程されている議案の中で、まず議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正についての継続審査について、予算委員会の全体会での執行部の説明が十分に納得できるものでしたので、継続審査の必要はなくなったと考え、これについては反対を表明いたします。

次に、議案第20号につきましては、賛成の立場で討論申し上げます。

市長、執行部が退職金額を決めたのであればともかく、御存じのとおり、第三者機関である報酬審議会がさまざまな角度から熟慮を重ね答申されたことに反対する理由は見当たりません。

また、現職に限らず、今後も市長、特別職の要職につかれ、その重職を全うされた方には、当然それなりの報酬は必要であると考えております。

よって、この議案に賛成の立場を表明いたします。

それと、先ほどの久保議員のお示しの現在の退職金を廃止し、月々の給与にのせるとの制度改革になりましょうか、そのことには全く同感ですし、できるだけ早い時期を目標に議論する場があればと思いますし、また、そのような場をつくっていききたいとも考えているところでございます。

しかしながら、現在の段階では、特別職の報酬の保障という面では何も確証がございませんので、御了承いただければと申し添え、以上をもって賛成討論といたします。

また、他の議案については賛成いたします。

以上をもって討論と申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございせんか。山根議員。

○9番（山根 祐二君） 一括上程されております議案のうち、議案第16号防府市図書館

館設置条例の全部改正については、執行部の説明を了とし、継続審査とすることには反対の立場を表明いたします。

そして、議案第20号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正については、反対の立場で討論をいたします。

防府市職員退職手当支給条例第3条によりますと、一般の職員は、10年以下の勤続年数では退職時給料月額に勤続年数を乗じた額とするため、この計算方法に準ずる現在の条例では、市長の退職金は4年間で91万2,000円掛ける4年掛ける100分の106で、386万6,800円となります。

このように一般職員の退職金は給料の月額に勤続年数を乗じているのに対し、改正案による特別職の退職金では、給料の月額に勤続月数を乗じています。その結果、市長の退職金は91万2,000円掛ける4年掛ける12カ月掛ける100分の45で1,969万9,200円となります。

このような高額な退職金を勤続4年で受け取ることは、市民感覚として到底理解できるものではありません。現在の防府市特別職退職金は、平成24年6月議会で可決成立し、平成25年3月議会で改正案が否決され、条例で特別職退職金を退職時給料月額に勤続年数を乗じた額とするものであります。

したがって、特別職退職金を平成24年6月以前の額に戻すという本議案には、反対の立場を表明いたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。今津議員。

○19番（今津 誠一君） ただいま審議をされております議案第16号を除いては、全ての議案に賛成をいたします。

まず、16号につきましては、反対の立場で討論をいたします。

先日の予算委員会全体会におきまして、執行部の説明を了とし、継続審査については反対をいたします。

次に、議案第20号につきましては、賛成の立場から討論をいたします。

本年1月28日と2月4日に防府市特別職報酬審議会が開催され、特別職の報酬等について当審議会の答申意見が述べられました。これによりますと、平成24年6月議会において議員提案による防府市職員退職手当支給条例改正案が可決され、市長等の退職手当の額を大幅に削減する内容の条例が施行された。その後、当審議会の答申を踏まえた当該条例改正案が平成25年3月議会に提出されたが否決され、市長及び副市長の退職手当の額については、他市と比較して著しく低い額となっている。以下要約いたします。市議会の議決は重く受けとめるものの、本市の財政状況は健全性を保っていることや今後有為な人

材を確保するためにも、改正前の水準が適当と考える。しかし、多くの市民の理解を得る必要があることから、改正前の金額から10%程度減額し、類似団体の平均的水準とすることが適当との結論に達した。退職手当の計算については、多くの類似団体で採用している方法により算出すること、減額の方法としては、支給割合を引き下げることとしたとされております。この答申意見は、議会に対しても、あるいは市民に対しても、広く理解を得る配慮がうかがえるものだと感じております。

さて、答申意見にもあったとおり、現行条例では、市長、副市長はもとより、常任監査、教育長の退職手当も大幅に削減されています。市長は約1,800万円、副市長は約1,100万円の削減で、支給額は県内で最下位、また全国の類似82団体中、81位という低さです。最下位は赤字再建団体で、市長みずからが退職手当を出さないと決めた団体です。防府市の財政状況は健全性を保っております。これはどう考えても、異常な水準と言わざるを得ません。

そこで、ここでもう一度、これまでの経緯を振り返りながら、問題点を指摘したいと思っております。

まず、大幅削減の根拠の一つとして、市長は議員定数の削減の目的は財政と言われた。ならば、議会は2名削減し、5,200万円の財政効果を生むので、市長以下、特別職もこれに匹敵する額の退職金を削減すべきという主張がなされました。

しかし、これはほとんど根拠のない、感情的な議論という気がします。2名の削減は市民のさまざまな意見をもとに、最終的には議会が判断して決めたことであります。これまで議会は数回にわたって定数を削減してきましたが、その際、特別職の退職金を削減した例は一度もありません。

次に、市長の退職手当は、戦前は、市長は官選であったため支給されていたもので、民選になった現在でも改正されずに残っているのはおかしい、こういうことが言われました。要するに、支給の根拠を官選に求めております。そもそも退職手当は、任期中の職務に対する報償です。民選であろうと、職務の実態に変わりありません。なぜ民選では報償の支給が認められないのかという根拠が全く不明瞭です。現在、全国的に民選のもとで退職金が支給されており、民選を理由に退職金を出さない自治体は恐らくどこにもないと思いません。まさに荒唐無稽な議論と言わざるを得ません。

次に、わずか二、三年で転職するたびに多額の退職金をもらう国家公務員の天下りと同様の例が地方公務員の特別職に見られるとして、このことを退職金減額の根拠としました。この論は、いかにも退職金が不当に支払われている印象を与える詭弁です。少なくとも我が防府市において、国家公務員の天下りと同様の例は1件もありません。似ても似つかぬ

例として、水道管理者を約3年半務めた後、副市長に就任した例はありますが、これは前任の副市長が辞職した後の防府市内の事情による人事異動であり、国家公務員の常態的天下りとは全く異質のものであります。

それから、退職金の計算は、地方自治体では唯一ではないかと推測される計算式を採用しております。退職金の額については、国務大臣の退職金の支給に係る計算式を参考として、市長、副市長の退職金を大幅に削減しています。全国でこの計算式を採用してる自治体は、恐らく防府市だけではないでしょうか。全国自治体の数が多いので、全て調べるわけにはいきませんが、今のところ1件も見つけておりません。もともと大臣は任期も定まっていないことから、退職手当の規定はありません。

したがって、国家公務員の退職に係る法律に準じて支給されています。また、大臣は、大臣を辞しても、国会議員としての歳費は保障している大臣と同じ計算式にする根拠は全く見当たりません。

次に、報酬審議会の位置づけと議会の議決権について、私の考えを述べさせていただきます。

防府市特別職報酬等審議会は、昭和39年、自治大臣より命を受けた自治省事務次官の通達によって設置されました。設置の目的は、議員の報酬や特別職の給料、退職手当の支給の額が民間のそれらと均衡のとれた水準とするためです。

また、特別職報酬等審議会条例は、議会の承認を得て制定をされております。このようなことから、これまで報酬審は一定の権威ある第三者機関と位置づけられ、審議会の意見は尊重されてまいりました。

一方、議会の議決権というのは絶大で、仮にこの権限を最大限に行使すれば、全てのことが議会で議決され、行政の長たる市長の執行権を奪うことも可能です。

そして、今まさに市長が諮問し、答申を受けた報酬審の意見が議会の議決権によって再び否決されるかもしれない状況に直面しております。これは実に大問題です。市民の皆さん、あるいは報酬審の委員の皆さんには、この審議のてんまつをしっかりと見届けていただきたいと思います。

次に、平成25年3月議会において、執行部から提出された改正案が否決されましたが、その際に議会から述べられた主な反対意見を3つ上げてみます。

1つは、現行条例のほうが市民感覚に合っている。改正案は、市民感情から納得できない。感覚とか感情とか、極めて非合理で、抽象的なものを根拠としております。感覚、感情は移ろいやすいもので、根拠にはなり得ないと思います。

次に、市内の民間役員の退職金を大幅に上回っている。これについては、報酬審の委員

の方の意見がありますので、それを述べさせていただきます。

どの程度の資料に基づいて言ったのかわからない。民間社長と市長とは仕事の内容が全く違う。こういうことを反対理由に上げるのは、ちょっと私はおかしいと思います。こういう意見です。」

これに加えて、私は、民間の社長と12万市民を抱えた、そのトップの責任は全く重さが違うわけで、それは民間の社長といってもいろいろありますが、それと単純に比べることはできないと。

次に、審議会の答申の改正理由が具体的な支給額を決定する根拠となっていない、ということが申されました。これについても、報酬審の委員の方の意見をここで述べさせていただきますと、前回の審議会の答申に対し、審議会の答申の改正理由が具体的な支給額を決定する根拠になっていないとする反対意見があったが、具体的な支給額を決定するという点では5ポイント下げるということで具体的な根拠を示した。その理由については答申意見で詳しく述べているが、主に本市の財政状況や類似団体との均衡といったことを述べている。根拠になっていないと言われるが、なぜ根拠になっていないかについて説明がない。改正案の反対意見は理由になっていない。こういう意見です。

最後になりますが、その他、報酬審で述べられた委員の皆さんの意見をここで要約したものを申し上げたいと思います。議会の諸氏には、ぜひこの意見に耳を傾けていただきたいと思います。

前回3カ月、一生懸命勉強して答申したが、それでも議会から否決された。今回この審議会に出席するに当たりどのように答申すればいいのか、かなり悩んできた。報酬審議会の意思というものを議会の方に申し添えたい。我々委員もいろいろな団体の代表として出席し、公平、公正な立場に立って務めてきた。今回もそのようにしたいと思うが、審議会の重みがあってしかるべきと思う。議会は最高議決機関であって、議会の議決というのはそれを覆すことができない。審議会の存在そのものに無力感を感じる。当時議員定数の削減問題をはじめ、いろいろと感情的あつれきがあって、市長以下、他の四役についても連動して退職手当を極端に減額した。それは気の毒だと思う。類似団体と比較したとき、極端に少ないということが言える。前回答申した水準が審議会の見識を示すところかなと思う。答申する以上は、議会がそれを受け入れてくれる内容にしたい。これまでの市長のときには、答申に対して反対はなかった。今回の反対はどうも感情論に陥っている。この反対意見はおかしい。山口県内では最下位、類似団体の中でも82中、81位、そこまではないなければならないという市の財政状況でもない。そうする根拠も常識的には考えられないことで、他市並みにするというのが審議会の常識的な考え方ではないかと思う。

以上、報酬審の委員の皆さんの主な意見を紹介いたしました。ほとんどの委員が前回の答申で示した水準が妥当な水準で、今の水準は明らかに低過ぎると認めると同時に、一部議会に対する不信感もあらわしておられる気がします。

私は、この際、感情論は捨てて、誰が市長であっても、真にあるべき退職金の水準を考えるという良識的な態度が議会の議員に求められると信じます。冷静で常識的な判断を議会の諸氏に期待して討論を終わります。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 上程されております22議案のうち、次の6議案について反対の立場を表明いたします。

まず、市長等の退職金の旧来の計算方式に戻す条例改正を行う内容であります議案第20号、介護保険料を大幅に引き上げる条例改正を含む議案第26号、議案第36号、42号、43号の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計予算、公営企業会計中の第44号の水道事業会計予算、以上の6議案について反対をいたします。

まず、議案第20号については、反対の立場を表明いたしますが、市長等の退職金については、私は既に平成24年6月議会での採決に当たっての討論、平成25年3月議会でも、議案提案の際の質疑及び採決の際の討論で述べておりますが、改めてその内容を整理いたします。

まず、第1に、地方自治を専門とする学者の間にも、市長に退職金を出すべきではないと述べる方が多々おられること。

第2に、4年間という短期間の退職金としては、市民感覚、市民目線からすれば高額であること。

第3に、旧来の計算方式が給与の額と勤務月数のほかに役職ごとに異なる係数によるものであり、この係数の違いを合理的に説明できないものであること、報酬審議会でも5%下げるとか10%下げるとか、非常に感情的と申しますか、その場の気分でこの数字が議論されておるということであります。

第4に、この旧来の計算方式に対して、現在の計算方式は国の内閣総理大臣等の俸給等に関する法律、この法律において退職手当は、「一般官吏について定められているものの例による」と定めているものに準じて、しかし、なお国より高い率で支給するものであり、合理的な計算方式であること。

さらに、その後明らかになったこととして、第5として、国の平成24年の税制改革により、勤続5年以内の退職金については優遇措置が廃止され、税制上からも短い勤続年数の高額な退職金を抑制する方向になってきていること、このことを上げたいと思います。

さらに、この問題に一言つけ加えれば、退職金は給料の後払い的性格を持つものとされているわけですから、市長をはじめ、今回の条例改正で上げられている役職が重責であるとするれば、退職金の計算方式はこのままとし、報酬審議会には給与額を上げることの是非を諮問すべきではないかと考えております。

議案第26号の介護保険条例改正については、国の法改正により、新たに始める介護予防・日常生活支援総合事業等の準備期間を設け、3年ごとの保険料改定を内容とするものでありますが、今回の保険料改定は基準額で15%も引き上げるものであり、反対をいたします。前回、平成24年の改定では20%を引き上げられましたが、こうした形で3年ごとに大幅な保険料の引き上げがされることの制度的な問題点を指摘しておきたいと思っております。

引き続き、特別会計であります。議案第36号の国民健康保険事業特別会計については、この事業は自治事務であり、これまでも再三主張しておりますが、一般会計からの繰り入れを増やして、所得の1割を超える保険料の軽減を図るべきであり、認めがたいものであります。

第42号の介護保険事業特別会計についてであります。介護保険の導入はそもそも国、地方自治体が福祉関係予算を減らし、これを保険料という形で国民、市民に転嫁する増税そのものであり、反対をいたします。先ほど述べたように、平成24年度の20%アップに続き、平成27年度にも15%アップという大幅な保険料引き上げがされ、さらに市民の負担増となることを指摘させていただきます。

第43号の後期高齢者医療制度は2年ごとの保険料の見直しがされますが、平成26、27年度の保険料は、平成24、25年度と比べ、所得割率0.72ポイント、均等割額2,957円増となっております。そして、収入の少ない高齢者にとって保険料が国民健康保険と同じように大きな負担となっております。そして、この後期高齢者医療広域連合が一般財源を持たないため、自治体独自の減免ができないこと、広域連合の議員は各市町の長及び議会の議員から選ばれる仕組みですが、それも全市町から選ばれるわけでないため、この広域連合の議会での議決に参加できない自治体もあるということ、こうした形で後期高齢者の意思や願いが広域連合に反映される仕組みとなっていない、こうした制度を認めるわけにはまいりません。

第44号の水道事業会計当初予算については、平日夜間、土日等の通常勤務時間以外の水道施設、運転管理業務等の経費が計上されておりますが、水道事業は市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして地域社会における重要な社会基盤であり、したがって、安心・安全な水を供給することが市民への最大のサービスであり、行政の責務

であります。こうした形で委託することについて、反対の立場を表明いたします。

なお、議案第45号、46号にも同様な委託事業がありますが、付随的なものとして、特に反対はいたしません。

以上の6議案に反対の立場を表明いたします。

このほか賛成する議案に関して若干討論させていただきます。

まず、議案第15号に関連して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正そのものは、教育委員会がこれまでは行政委員会制度のもと、独立性を保つ仕組みに対して首長の権限を大きくするものであり、この法改正には反対の立場ですが、この条例改正は、国の法改正に基づき所要の改正をするものであり、やむを得ないものとして認めます。

続いて、議案第25号防府市立保育所設置条例の改正については、子ども・子育て支援新制度により、市が設置する保育所の利用者負担額を条例で定めるための条例改正であります。

しかし、改正後の条文では、利用者負担額を政令で定める額を限度として、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市が定める額としており、これでは議会の議決を経なくても、市執行部が利用者負担額を決定できることとなります。これでは使用料等を変更する際には、条例改正により住民代表たる議会の議決を必要としないということとなり、地方自治法の趣旨からは疑義が残るものであります。

しかしながら、国の政令が年度末近くにならないと出ないという実務上の問題があるとの答弁もあり、認めざるを得ないと考えますが、地方自治法の趣旨を念頭に保育所の利用者負担額を早期に議会に示すように求めます。

最後になりますが、継続審査としております議案第16号についてであります。この図書館設置条例の全面改正は、指定管理者制度の導入を目的とするもので、先ほどの教育厚生委員会の委員長報告のとおり、継続審査となったものですが、この後の議案第34号の一般会計予算についての予算委員長報告で報告されるであろうと思いますが、その後の予算委員会に関連する新年度予算審議において、指定管理先に求める職員体制、教育委員会の側の管理する職務体制などについて具体的な、一歩進んだ答弁がされ、継続審査の必要性はなくなったと判断し、その結果、委員会では私自身が継続審査の動議を出したわけですが、態度を変更し、継続審査に反対をいたします。

特に申し上げなかった他の議案に関しては、執行部の説明及び議員の質疑に対する答弁により、これを了とするものであります。

長くなりましたが、以上、討論といたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、まず、議案第16号及び教育厚生委員会の閉会中の継続審査についてをお諮りいたします。

議案第16号については、教育厚生委員長から、ただいま委員会において審査中の事件につき、会議規則第108条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議案第16号の継続審査について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立少数でございます。よって、議案第16号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することは否決されました。

ここで暫時休憩いたします。議案第16号の取り扱いについて御協議いただくために議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。

午前11時12分 休憩

午前11時24分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

21番、上田議員。

○21番（上田 和夫君） この際、動議を提出いたします。

教育厚生委員会に付託の議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正についてを、閉会中の継続審査に付することは否決されました。本来ですと、引き続き会期内に委員会で審査すべきところでございますが、本日が会期末で委員会審査に期限を付す余裕がなく、かつそのままにすれば審議未了、廃案となりますので、直ちに本会議で審議することを求めます。

○議長（安藤 二郎君） ただいま21番、上田議員より、議案第16号について直ちに本会議で審議することを求める動議が提出されましたが、所定の賛成者はございますでしょうか。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がございますので、本動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号を直ちに本会議で審議することを求める動議を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を可決しましたの

で、直ちに議案第16号を審議いたします。

議案第16号について質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） さきの予算委員会で、基本的な枠組みの問題については納得できるような御答弁がございましたが、今後、指定管理者の決定という行為が9月、あるいは12月議会に出されると思いますが、それまでに指定管理の募集要項といたしますか、あるいは要求水準といたしますか、そういったものについて議会と十分、説明会あるいは勉強会という形で、その辺の中身について、詰まってきたものについて御報告ないし説明する、そういった考え方があるのかどうかだけお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 今回の議員の御質問の件につきまして、十分、執行部といたしましても募集要項、水準書、要求書、そういったものを吟味いたしまして作成をいたします。その段階で皆様方の御意見を聞きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「議長、進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して討論を求めます。

松村議員。

○23番（松村 学君） ただ今議題となっております議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正について、自由民主党一心会は賛成の立場で討論いたします。

教育厚生委員長の報告にありましたように、全国的にも例がなく、県内では唯一指定管理した下関が公益性の観点から直営に変更するなど、市当局が指定管理にする理由が理解できず、今後の市当局の図書館業務はいずれかの課に兼務職員を配置して管理すると、管理体制も不十分で、今後の知的財産である図書館の質がとても担保できると考えられないので継続審査となったところですが、その後の予算委員会全体の審議で市当局の答弁が大きく修正され、以下の点を評価し、賛成いたします。

1点目、統合管理できる図書館管理室を設け、統合管理できる選任の責任者を置くこと。
2点目、文化振興財団という組織の中で長期的に図書館を運営できる専門的人材を養っていくこと。
3点目、もし指定管理者決定後運営業務に支障が出れば、下関のように直営に戻す柔軟な考え方を持っていること。以上確認できたので賛成いたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 議案第16号につきましては、先ほどの一括討論の中で触れ

させていただきました。図書館事業は、指定管理ではなく市直営でやるべきだと。その理由を含め討論をさせていただきました。条文に指定管理者の業務が入っておりますので反対をいたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 議案第16号の条例の全部改正については、賛成の立場を表明いたします。

先ほど、松村議員からの討論の中にもありましたが、県内で唯一指定管理者制度を導入しておりました下関市が、新年度、直営に戻すという中で、指定管理者を導入する方向をつくるということについて、基本的な立場として、私は図書館は指定管理者にはなじまないという考え方を持っております。

しかしながら、審議の中で基本的に、まず指定管理先を市文化振興財団とするということ、指定管理者の側の職員体制について一定の内容が担保されるということ、市の側の管理をする体制も室を設置するとの御答弁があり、この点についても一定程度のものが評価されるということ、そして専門職を新規に雇用しないという、現在の市の職員配置、職員体制のあり方を考えるとき、こういった形で指定管理者に委ねるということをやむを得ないものとして、この条例改正について承認をいたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） 議案第16号について、賛成の立場で討論させていただきます。

先日の予算委員会でさまざまな議論がありましたが、長年図書館業務に当たられ、現場の状況を一番よく把握している市当局が、長きにわたり将来の図書館のあり方を模索してきた中で、現状よりさらに一歩も二歩も進んだ管理運営の方法として指定管理者制度の導入を視野に入れたこと、また議会が最も懸念していたチェック体制の機能として、庁内で室を設置することについても、御理解いただいたことを評価いたします。

また、今年度は残念ながら増員はなかった学校司書ですが、学校図書館管理システムと市立図書館とのネットワーク化が実現すれば、必ず子どもたちの学習環境によい変化が期待できると考えます。図書館のさらなる発展を心から願い、賛成討論とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ほかにありませんか。重川議員。

○5番（重川 恭年君） 議案第16号に賛成の立場から討論いたします。

議案第16号については、この前、予算委員会の中で議案第34号防府市一般会計予算と関連するものであるという意味を含めて反対の立場をとりましたけれども、現在、本日、

継続審査が解けたということですので、賛成の立場といたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第16号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号をお諮りいたします。本案に対する総務委員長報告は不承認でありますので、原案について採決いたします。繰り返しになりますが、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立少数でございます。よって、議案第20号については否決されました。

次に、ただいま議題となっております議案のうち、議案第15号、議案第26号、議案第36号及び議案第42号から議案第44号までの6議案については、反対の意見もありますので、それぞれ起立により採決をいたします。

議案第15号については、教育厚生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号については、教育厚生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号については、教育厚生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第42号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第43号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、議案第14号、議案第21号、議案第23号から議案第25号まで、議案第35号、議案第37号から議案第41号まで、議案第45号及び議案第46号の14議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第12号、議案第14号、議案第21号、議案第23号から議案第25号まで、議案第35号、議案第37号から議案第41号まで、議案第45号及び議案第46号の14議案については、原案のとおり可決されました。

議案第34号平成27年度防府市一般会計予算（予算委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第34号を議題といたします。本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。行重予算委員長。

〔予算委員長 行重 延昭君 登壇〕

○22番（行重 延昭君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました

議案第34号につきまして、委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、3月13日、16日、17日の各分科会において、慎重に審査をいたしました。

さらに、3月20日に全体会を開き、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、討論、採決を行ったところであります。

それでは、集中審査における主な質疑等につきまして御報告申し上げます。

教育厚生分科会からの審査事項、「防府市立防府図書館指定管理経費」では、「分科会では、平成28年度から図書館の指定管理を実施するに当たり、27年度当初に債務負担行為を上げる理由について、専門的な知識を持つ優秀な人材を確保しやすいこと、また定款変更や県での許可審査等に時間を要するためという説明があったが、具体的な導入スケジュール等についてどう考えているのか」との質疑に対し、「定款変更については、法的根拠や予算の裏づけがあった上で、文化振興財団の理事会等を開いた後、県に許可申請をします。その後、県は審議会にかけることとなりますが、この審議会につきましては2カ月に1回の開催であり、1回のみで許可される例はあまりないと聞いておりますので、少なくとも4カ月程度はかかると思われます。司書の募集等には定款変更が必要ですので、この3月議会にお願いしております」との答弁がございました。

「指定管理者で運営する場合の職員構成や正規職員の人数等については、どう考えているのか」との質疑に対し、「館長職については、司書資格を有する常勤特別職員を、正規の一般職員については4人程度で、このうち3人以上は司書資格を有する者を、また契約職員については17人程度とし、半数以上は司書資格を有する者を考えております」との答弁がございました。

これに対し、「司書としての経験年数については、何らかの形で要求するのか」との質疑があり、「他の図書館等での勤務経験のある者も採用できるように、年齢構成も考慮しながら、指定管理者業務要求水準書の中に、経験を重視する姿勢を明示したいと考えております」との答弁がございました。

「指定管理者に対するチェック体制について、新しく課をつくることは考えていないのか」との質疑に対し、「分科会でも御提案いただき検討いたしましたが、課については難しい面もございますので、室を設け、図書館全体のモニタリング等、図書館の統括・管理を行うほか、学校図書館管理システムや学校司書の管理を室の中に組み入れ、また、室の中に1名は司書を置きたいと考えております」との答弁がございました。

次に、「学校司書の配置人数」では、「昨年12月議会の一般質問に対し、「年次的に配置の充実に努める」との答弁があったが、学校司書増員のための予算措置がされていな

い。このことについて、どう考えているのか。また、来年度、予算計上する考えはあるのか」との質疑に対し、「新年度においては、教育委員会が所管する新規事業や拡充事業に専門職を雇用するための予算計上が必要であったことから、全体の予算のバランスを見て、学校司書の増員は見送ったところですが、平成28年度には増員の要望を上げたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで集中審査を終了し、議案第34号に対し討論を求めましたところ、「図書館への指定管理制度の導入については、図書館機能の充実を図ることが難しく、市民サービスの低下につながる」との反対意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認した次第でございます。

最後になりますが、個別審査事項以外で分科会主査からの報告を受けております主な質疑等について、その内容等御報告を申し上げます。

総務分科会では、「旧多々良学園高校の跡地がサッカーグラウンド建設の候補地のうちの1つと聞いているが、規模はどの程度か」との質疑に対し、「サッカーグラウンドを2面確保できるかどうかは微妙です。候補地の選定につきましては、平成27年度に設立するサッカーグラウンド建設協議会の中で、具体的に御協議していただくこととしております」との答弁がございました。

これに対し、「サッカーグラウンドを2面以上は確保できる候補地を選定していただくとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催前に、合宿誘致に取り組んでいただきたい」との要望がございました。

「新庁舎建設の今後のスケジュールは」との質疑に対し、「現時点では、平成27・28年度をもって基本計画を策定し、29年度に基本設計、30年度には実施設計を行い、早ければ31年度に着工する予定でございます」との答弁がございました。

教育厚生分科会では、「高齢者に対するバス・タクシーの利用助成については、利用者が少ないと聞いている。今後の制度のあり方をどのように考えているのか」との質疑に対し、「平成27年度の利用状況を見ながら、平成28年度以降、対象者の要件等について見直しを検討してまいります」との答弁がございました。

これに対し、「自動車免許の返納者も増加していることから、対象者の拡大や助成額の増額など、高齢者が利用しやすい制度になるよう拡充していただきたい」との要望がございました。

また、「生活困窮世帯の中学生に対する学習支援の実施に当たり、周辺地域から通学する生徒の交通費を補助することについては、今後、考えていくのか」との質疑に対しは、「当初、中心部1カ所で開始いたしますが、将来的には、要望があれば周辺地域に

学習支援の場を増やすことも考えており、通学補助につきましては、その時点で検討したいと存じます」との答弁がございました。

さらに、「全小・中学校における土曜授業の実施を学期に1回から月1回程度へと拡大することについて、学校現場の教職員の理解は得られているのか。また、部活動における大会等の日程との調整は行われているのか」との質疑に対し、「実施回数についてはさまざまな意見がございますが、土曜授業の趣旨は理解をいただいているものと存じます。負担の増大が懸念されておりますが、これまで個別に実施されていた3世代交流等の地域交流行事を、コミュニティ・スクールの組織の中で計画的、継続的に実施していくという点においては、ある程度負担が軽減されるのではないかと感じております。

土曜授業の実施に当たっては、部活動での大会や対外試合の日程を考慮しながら、基準日を設けて計画的に行うこととしており、特段の支障はないものと考えております」との答弁がございました。

また、「1校当たり5万円の土曜授業推進費には、どのようなものが見込まれているのか」との質疑に対しましては、「コピー用紙やインクカートリッジ等の消耗品のほか、地域の方々を交えた講演会やグループ学習のための講師謝金を見込んでおります」との答弁がございました。

これに対し、「一律の補助額ではなく、児童・生徒数や学校規模、地域の実情に応じた柔軟な配分を今後検討していただきたい」との要望がございました。

環境経済分科会では、「農道維持管理事業の大平山農道改修工事により通行の利便性が向上することで、現在よりも不法投棄が増加することが懸念されるが、どのように考えているのか」との質疑に対し、交通量の増加が逆に不法投棄の抑止につながればとも考えておりますが、引き続き定期的なパトロールを行うことによって、不法投棄の防止に努めてまいります」との答弁がございました。

「都市計画管理経費では、空き家等に関するデータベースを整備するために実態調査を行うとのことだが、空き家問題に対し、これからどのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「今回の実態調査は、昨年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布されたことに伴い実施するものですが、本年4月からは空き家対策の庁内窓口を一本化し、引き続き空き家等の未然防止や利活用を含め、この問題に取り組んでまいります」との答弁がございました。

「国有提供施設等所在市町村助成交付金が、前年に比べ減額となっている。その理由は何か」との質疑に対し、「国有提供施設等所在市町村助成交付金は、総額の7割に相当する額を対象資産の価格で按分し、残りの3割については、各自治体の財政状況等を勘案し

た上で国から配分されます。

減額の主な要因は、対象資産の一部である土地の価格が下落したことによるものでございます」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して討論を求めます。木村議員。

○20番（木村 一彦君） ただいま議題となっております議案第34号平成27年度防府市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

今週発売の週刊ポスト、私けさ買ってまいりましたが、これにこういう記事が載っております。トヨタ4,000円ほかベア、大企業だけが儲かるからくりとして、つくられた株高に浮かれていると安倍の賃下げが襲う、こういうふうな記事であります。

中身もまことに正鵠を得た記事ですので、ちょっと紹介させてもらいますと、安倍政権の誕生以来、物価上昇を加味した実質賃金は下がり続けている。実質賃金は、ことし1月まで19カ月連続でマイナスとなった。実質賃金が上がらなければGDPの6割を占める個人消費は伸びず、景気が上向くことはない。

それから大メディアは過去最高のベアと報じていますが、アベノミクスの恩恵を受けているはずの大企業でさえ賃上げは物価上昇に追いつかず、従業員の実質賃金はマイナスとなっている。

それから、最後のほうで、現在の株高は一部の大手企業を客寄せパンダにする歪んだ経済政策と、公的資金で支えられた官製相場だ。この虚構の好景気の先には、17年4月の10%への消費増税が待っていると、こういうことで、日本経済の先行きが大変まだ不安である。景気は全く回復してないという記事が載せてあります。

このような中、今、自民・公明政権による社会保障の切り捨てが大がかりに進んでおります。介護報酬の大幅引き下げ、要支援1、2に対する介護給付の打ち切り、年金、マクロ経済スライド発動などで実質の年金削減、75歳以上の保険料軽減の特例措置の廃止、市町村国保の都道府県単位化による保険料値上げ、徴収強化、そして入院給食費の自己負担引き上げ、生活保護費の住宅扶助、冬期加算の引き下げなど、今、国民・市民生活は連続的な打撃に見舞われようとしております。

このように、暮らしが大変になっているときだからこそ、地方自治体が安倍自公政権の社会保障大削減、暮らし圧迫の悪政をそのまま持ち込み、住民に負担を押しつけるのか、それとも住民を守る防波堤として本来の役割を果たすのか、このことが鋭く今問われている

るわけでありませう。

今回の予算は、410億8,500万円という過去最大規模の予算となっておりますが、介護、医療、生活保護など、国の社会保障制度改悪を大筋において受け入れるものとなっており、住民への管理・統制強化につながるマイナンバー制度導入のための情報システム再構築事業なども予算化されております。

店舗リフォーム助成事業や小学校卒業までの子どもの医療費無料化など、県内他市に先駆けた大変先進的な事業も盛り込まれておりまして、この点大いに評価すべきだと思いますが、一方で行政経営改革管理経費などが組まれるなど、相変わらず行財政改革推進が全体の基調となっております。

行政改革の本質は、一言で言えば自治体本来の仕事を民間委託、民間移管、指定管理制度などで外注化し、人減らしとコスト削減を図ることにあると思います。特に、技術職員の不足は今深刻でありまして、市役所独自の設計施工など、技術力は極端に弱まっております。全てを、民間業者など外部の力に依存せざるを得ない状況が蔓延しております。

このことは、市民の税金を有効に使って市民の福祉の向上に努めるという、自治体が持っている本来の力を弱めて、結果として市民サービスの低下を招かざるを得ません。この点、新年度図書館運営事業における指定管理者制度の導入が予算化されていることは賛成できません。

なお、新年度から月1回の土曜授業が予算化されておりますが、真の学力向上との関係で慎重な論議が必要だと考えております。

以上、反対の討論といたします。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○23番（松村 学君） 議案第34号平成27年度一般会計予算について、自由民主党一心会は賛成の立場で討論いたします。

まず初めに、議論が集中しました防府市立防府図書館指定管理経費6億8,500万円は、さきの議案第16号で討論したように、市当局が指定管理後も図書館管理室を置くなど、行政側もしっかり統括管理できる体制を構築すると答弁を修正されたため、了といたします。

次に、学校司書経費につきましては、同僚議員の一般質問の中で、平成27年度予算で増員増額すると答弁されたにもかかわらず、平成27年度当初予算では全く反映されず、大変遺憾であります。教育委員会財政当局から、来年はきちんと配慮すると答弁がありましたので、もう1年先送りとなりますが、万が一昨年、事がならなければ、増額修正もやむなしと苦言を呈しておきます。

次に、土曜授業については、部活動、また学校の先生の負担も懸念されることから、教育委員会のほうでよく検討されるよう指摘しておきます。

次に、先の本会議でも申し上げましたが、財政調整基金を大幅に取り崩すほどの緊迫した財政状況を理由に、市民サービスが、要望が毎年多い中で、積み残しとなる予算縮減を行っていますけども、実際は大規模の財政黒字と年度末の大幅な不用額により、大幅な基金の取り崩しとなっておらず、基金残高は中期財政見通しで示しているよりも、財政調整基金は毎年、安定的であり、はるかに積み上がってる、余力があるとしか言えない状況であります。

来年度予算編成では、市民の要望が積み残しとにならないような、柔らかな予算配分を行っていただくことを切に要望し、賛成の討論といたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 議案第34号平成27年度防府市一般会計予算案に対して、賛成の討論をいたします。

まず、集中審議となりました図書館指定管理経費の件でございますが、図書館運営の専門的な立場で指定管理者制度導入への移行は、今後の長期的展望の上に、質の高い安定した図書館サービスが展開できると判断されたことは、十分できるものであり、そのための移行準備期間確保のためには、本予算案中の債務負担行為は必要と考えます。

また、学校図書館活用促進事業の学校司書の配置については、審議の中で28年度から増員する旨の答弁があり、了といたします。今後の防府図書館及び学校図書館の運営の充実を求めておきたいと思っております。

その他、示された平成27年度の一般会計予算案についてでございますけれども、医療、保健サービスの充実ということで妊婦健診14回の公費負担、抗体を持たない人に対する風しん予防接種、乳がん・子宮がん検診の無料クーポン券配布等の事業が計上されております。

また、障害者福祉の充実ということで、平成26年度よりスタートいたしました障害者就労ワークステーション運営事業の拡充、そのほかデマンドタクシーの運行による生活交通の充実や、空き家対策等の推進のための予算も計上されております。

そして、公共施設マネジメント事業は、平成25年度策定の公共施設白書をもとに、中長期的に進められる公共施設の再編計画へと進んでいく段階に入るわけでございますが、そのための予算が計上されております。

以上、これらの事業はかねてより公明党として主張し、要望してまいりましたことであり、評価できるものと考えております。よって、これらの事業が反映されている本予算案

に賛成をいたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 上程されております議案第34号の平成27年度防府市一般会計予算については、総合的に考え、賛成の立場を表明いたします。

三位一体改革以来の国の地方財政圧縮という中で、厳しい財政運営がされているのが現状であろうと思います。そういった中で、さまざまな評価する事業がされている点などについては評価をいたしたいと思います。

まず、集中審議ということで焦点となった図書館の指定管理については、先ほどの予算委員長の報告、あるいは先ほどからの図書館の条例の審議について述べましたので、改めて申し上げますが、予算委員会の審議の結果を基本的に認めるというものであります。

もう1つ、全体審議となりました学校司書については、集中審査の中で一定の前向きな答弁がされたと思います。そのことを評価するとともに、今後の議会での一般質問とそれから予算のつけ方の問題、このことについて改めて問題を提起したというふうに考えております。

なお、新年度の事業の中で評価するものとしては、生活困窮者自立支援事業、その中の学習支援事業については私自身が一般質問で求めてまいったものであります。また、多くの議員が求めてまいりました小学生までの医療費自己負担ということ、県内先駆けて実施をされるという点も評価をいたします。

また、子ども・子育て支援制度において、新制度へ移行する幼稚園と現行制度に残る幼稚園の間で、保育料の格差が生ずる問題については、市が単独で予算をつけ、これについては格差が生じないような措置をとられたということの評価をしたいと思います。

また、特別支援教育推進員を新たに設置をされたということ、スクールソーシャルワーカーを増員されたということなど、学校の中での問題について、市が真摯に対応されているんであるというふうに判断をいたします。

また、このほか議会が特別委員会を設置して審議してまいりましたデマンドタクシーについて、新年度から事業の規模が適切であるのかという点については若干疑義が残りますが、こういったものについても評価をしたいと思いますし、空き家対策についてもまた進むということで評価をしてまいりたいと思います。

なお、土曜授業については月1回程度ということで、これが月1回ということで、10回ではないと、10回をノルマとするものではないということが委員会審議の中で明らかになりましたが、現場の先生方の負担は大きく、これの軽減を図るようなことを今後

検討し、この回数については、柔軟に対応いただくように要望しておきたいと思います。

そのほか、行政改革の中で職員の配置が不十分で、業務が不十分にしかできないのではないかと、これでは市民に対するサービスが不十分になるのではないかとということ指摘させていただきたいと思います。

また、同時に専門職の配置という点など、十分な職員体制についても疑問があるということ述べておきたいと思います。

先ほど、幾つか述べたように、市民の要望に基づいた新規事業がありますが、もっとさらに取り組みのではないかとということが考えられると思います。この3月議会の当初に出された補正予算では、年度末の財政状況から財政調整基金からの繰り入れを約8億円減額し、庁舎建設基金をさらに2億円積み立て、今後、6月議会で示されるであろう決算の概要では、7億円から8億円近い繰越も想定されると思います。もっと積極的に事業に取り組むべきではないかとことを申し上げ、以上、討論といたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。重川議員。

○5番（重川 恭年君） 議案第34号平成27年度防府市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正と関連する債務負担行為予算が計上されておりましたことから、予算と図書館設置条例、これ、整合性がないため、予算委員会では予算案について反対の立場を表明いたしました。ただいま関連する議案第16号条例案の継続審査が解け、可決されたことにより、平成27年度防府市一般会計予算については賛成の立場を表明いたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

本案については、予算委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第34号については原案のとおり可決されました。

正午を若干過ぎましたけれども、最後まで行こうと思います。よろしく申し上げます。

報告第3号契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告案第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第3号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、桑山中学校仮設教室賃貸借契約ほか2契約につきまして御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおりでございますが、一般廃棄物収集運搬業務委託契約のうち、7コースの契約につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法によるものでございますが、同法に基づき策定し、県知事の承認を受けております「防府市合理化事業計画」により、本市の下水道の整備等により減少してきておりますし尿収集運搬業務に携わり、その影響を受ける市内のし尿処理業者を支援するため、当該計画においてその措置の対象としております事業者と契約をしたものでございます。

そのほか、桑山中学校仮設教室賃貸借契約及び一般廃棄物収集運搬業務委託契約のうち2コースの2契約につきましては、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） まず最初の、桑山中学校の仮設教室の賃貸借契約についてお伺いいたしますが、相手方はこれ福岡市の業者さん、県外の業者さんであります。こういったプレハブの校舎であろうと思いますが、プレハブ校舎の賃貸借ということであれば県内にも幾つかの業者さんがあるのではないかとと思うんですが、そういった意味でこの入札、指名競争入札ということでありましたが、県内の業者では対応できなかったのか、指名競争入札は何者で行われたのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） それではお答えをいたします。

入札のほうの御案内を申し上げたのは6者でございます。その中で、4者のほうが入札に参加されたということでございます。県内というかそういった、本社がこちらにあるところまではちょっとつかんでおりません。申しわけございません。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） プレハブの校舎ということであれば、基本的には市内の業者

を優先して、地域の産業といいますか、そういうことだろうと思うんですが、それができなければせめて県内という形で考えるべきではないかというふうに思うわけですが、この辺についてはどういう形で業者の指名をされたのかということについて、もうちょっときちっとお示しいただかないといけないと思うんですが、やはり地域の産業を守るという意味では、できるだけ市内あるいは県内ということが大事になろうと思うんですが、この辺についてどういうふうにお考えになったのか、ちょっと示していただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 議員おっしゃいましたように、市内最優先でございます。そして、いなければ県内ということでやっておるのはこれ事実でございますので、そしてその上で市内の、私どものほうの指名登録をしていただく、それが条件になっておりますので、私どもはそのようにやっておるというふうに解釈をいたしております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 副市長が言われるようなことは私も頭の中で想像はしておりますが、今回の場合、例えば市内業者がいたのかいなかったのか、あるいは県内業者が何者いたのか、そして県外業者が——しかしそういう人たちが十分におらなかったのか、県外業者を入れざるを得なかったのか、その辺のものについて具体的な数字を、数字といっても6者ないし4者がどういう業者、どこに事業所があったかということだけの話ですので、すぐ調べればわかると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後0時17分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 大変失礼をいたしました。

6者を入札のほうに御案内しておりますが、その中の1者は市内業者、そして県内が3者、それから県外が2者という構成でございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 4者が参加ということですが、4者の参加した内訳は市内、県内、県外でいくとどうなるのか。それから、こういう形であれば市内、県内の4者でも十分入札が可能ではないかと思うんですが、県外を入れなくても。この辺はどういうふうに判断されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 暫時休憩いたします。

午後 0 時 1 9 分 休憩

午後 0 時 2 0 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。どうも前へ進まないようですので、ここで昼休みということにいたします。

それで 1 時 1 5 分からということで、ひとつよろしくお願ひします。

午後 0 時 2 0 分 休憩

午後 1 時 1 4 分 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 先ほどは大変失礼をいたしました。

この入札につきましては、プレハブ教室のリース、レンタルということでございまして、防府市の物品調達等に係る競争入札及び見積もり参加者業者選定要項というのがございます。そちらのほうに基づきまして、業者選定を行ったところでございます。

特に、予定価格が 5 0 0 万円を超えるものということで、これには 7 社以上というふうにしております。ただし、指名業者数を必要があると認められる場合は、増減して選定することができるというふうにしております。特に、納入につきましては、納入実績等も勘案するというところでございます。

議員の申されたように、市内業者さんでできるのではないかとということでございます。リース、レンタルの登録業者さんに市内の業者さん、3 業者さんいらっしゃいます。ただ、この同じようなリースの入札につきましては、この 1 つ前に御案内申し上げましたところ、御辞退ということでございましたので、市内業者さんにつきましては今回は御案内をしておりません。

今回の入札につきましては、リース、レンタルの業種につきましては、第 1 希望につけられた 6 者、そちらのほうの業者さんで入札のほうを執行したということでございます。その中の内訳につきましては、市内 1 者、県内が 2 者、県外が 3 者ということでございます。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。以上で報告第 3 号を終わります。

議案第 4 7 号平成 2 6 年度防府市一般会計補正予算（第 1 0 号）

議案第 4 8 号平成 2 7 年度防府市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第 4 7 号及び議案第 4 8 号の 2 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第 4 7 号及び議案第 4 8 号につきまして、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第 4 7 号平成 2 6 年度防府市一般会計補正予算（第 1 0 号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」といたしまして、国の平成 2 6 年度補正予算（第 1 号）に盛り込まれております「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用した事業の補正が主なものでございます。

まず、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8, 6 9 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 3 9 7 億 2, 3 0 1 万 6, 0 0 0 円といたしております。

第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、4 ページの第 2 表にお示しいたしておりますように、定住促進パンフレット作成事業ほか 8 件につきまして、翌年度へ予算を繰り越すものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、8 ページをお願いいたします。上段の 2 款総務費 1 項総務管理費 9 目企画費の地域創生推進事業、その次の 3 款民生費 2 項児童福祉費 6 目児童福祉医療費の子ども医療費支給事業、次に、1 0 ページの 2 段目の 6 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業総務費の新規就農者支援事業、その次の 7 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費のまちなか店舗リフォーム助成事業の 4 事業につきましては、平成 2 7 年度当初予算に計上いたしておりましたが、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の対象事業として認定されましたので、前倒しをいたしまして計上いたしております。

戻りますが、8 ページをお願いいたします。次に、中段の 3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の赤ちゃんの駅整備事業につきましては、民間事業者が施設に設置いたします赤ちゃんの駅の整備に係る費用の一部を助成する経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の 4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目母子保健対策費のいのちの誕生支援事業につきましては、一般不妊治療に係る費用の一部を本市独自に助成する経費を計

上いたしております。

次に、10ページの3段目の7款商工費1項商工費2目商工振興費のほうふ幸せます商品券発行事業につきましては、プレミアム付き商品券の発行等を行う経費といたしまして、防府商工会議所への補助金を計上いたしております。

次に、3目観光費の観光まちづくりプラットフォーム整備事業につきましては、旅行会社や旅行者と地域の観光関係者をつなぐワンストップ窓口を整備する経費等といたしまして、一般社団法人防府市観光協会への委託料を計上いたしております。

次に、同じページ下段から13ページ上段までの10款教育費1項教育総務費3目教育指導費の学びのイノベーション推進事業につきましては、富海小・中学校及び向島小学校において、山口大学と共同で実施いたしますICT教育についての研究・検証に係る経費等を計上いたしております。

以上の5事業につきましては、いずれも国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用したものでございます。

次に、12ページ中段の4項社会教育費3目文化財費の文化財保護管理事業につきましては、松崎歴史同好会様から御寄附をいただきました文化財保護のための指定寄附金を、文化財保護活用基金積立金に計上いたしております。

次に、同じページの下段の14款予備費につきましては、今回の補正の収支をいたしまして、補正後の予備費を2億5,374万9,000円といたしております。

次に、歳入でございますが、戻りまして6ページをお願いいたします。上段の15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、地域消費喚起型のほうふ幸せます商品券発行事業に係る交付金といたしまして1億2,526万1,000円を、その他の地方創生先行型の事業に係る交付金といたしまして、6,104万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第48号でございます。平成27年度防府市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、ただいま議案第47号において御説明を申し上げます国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の対象事業として認定をされました各事業につきまして、減額の補正をいたすものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万4,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を410億8,449万6,000円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきましては、2ページと3ページをお願いいたしま

す。

歳入歳出それぞれ地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の対象事業として認定されました各事業にかかわる減額の補正を計上いたしまして、歳入歳出の収支差を予備費で調整いたしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第47号及び議案第48号の議案については原案のとおり可決されました。

議案第49号防府市国民健康保険条例中改正について

議案第50号平成27年度防府市一般会計補正予算（第2号）

議案第51号平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第49号から議案第51号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第49号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本市の国民健康保険条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、平成26年度までの措置である財政基盤強化策が恒久化されたこと等に伴う条文整備及び国民健康保険法施行令の改正に準じて、国民健康保険料の基礎賦課限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を16万

円から17万円に、介護納付金賦課限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げるとともに、低所得者の国民健康保険料の軽減措置について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第50号及び議案第51号につきまして、一括して御説明申し上げます。

本2議案につきましては、ただいま議案第49号にて御説明いたしました防府市国民健康保険条例の改正に伴いまして、防府市一般会計予算及び防府市国民健康保険事業特別会計予算を補正するものでございます。

まず議案第50号平成27年度防府市一般会計補正予算（第2号）につきまして、第1条におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738万4,000円を追加し、補正後の予算総額を410億9,188万円といたしております。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、2ページと3ページをお願いいたします。

まず歳入では、国・県支出金の増額を計上いたすとともに、歳出では国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を計上いたしまして、これらの収支差を予備費で調整いたしております。

次に、議案第51号平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、防府市国民健康保険条例の改正に伴います国民健康保険料や国・県支出金、一般会計繰入金などの増減を計上いたしております。

以上、議案第50号及び議案第51号につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。木村議員。

○20番（木村 一彦君） ただいま議題となっております3議案のうち、議案第49号防府市国民健康保険条例中改正及び議案第51号平成27年度防府市国民健康保険事業特

別会計補正予算の2議案に反対いたしたいと思います。

議案第49号の条例改正は、国民健康保険料の賦課限度額、いわゆる保険料の最高額、これを、これまでの81万円から85万円一気に4万円引き上げるもので、国保料の際限ない値上げに拍車をかけるものであります。

賦課限度額は、平成11年の53万円から、毎年のごとく引き上げられ、昨年度81万円に引き上げられたばかりであります。この引き上げはまさにとどまるところを知らない状態で、このままでいくと100万円を突破するのも時間の問題だと思われま。

今回、賦課限度額の引き上げと抱き合わせの形で、平等割と均等割について5割軽減、2割軽減の対象世帯が拡大されましたが、この適用を受ける、思恵を受ける世帯は、280前後の世帯から最低で31人までぐらいたちがこの恩恵を受ける形になります。しかし、これとて所得の1割を超えるという保険料の大変重い負担を解消するには、まさに焼け石に水の状態だと言わなければなりません。

議案第51号はこの議案第49号を予算化したものであり、このとどまるところを知らない国保料の値上げをストップして、誰でも払える保険料に制度を抜本改正することが必要であるという立場から、この2つの議案に反対するものであります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案のうち、議案第49号及び議案第51号については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず議案第49号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号については、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

議案第52号防府市中小企業振興基本条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第52号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。6番、山田議員。

〔6番 山田 耕治君 登壇〕

○6番（山田 耕治君） 議案第52号防府市中小企業振興基本条例の制定について御説明いたします。

本案は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者及び金融機関の役割並びに市民の協力を明示するとともに、特に小規模企業者に配慮して施策の基本的方針等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するため提案するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

議案第53号防府市議会委員会条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第53号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。6番、山田議員。

〔6番 山田 耕治君 登壇〕

○6番（山田 耕治君） 議案第53号防府市議会委員会条例中改正について御説明いたします。

本案は、教育委員長と教育長の職を一本化した責任者として、新教育長を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第53号については原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（安藤 二郎君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成27年第1回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。

午後1時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月25日

防府市議会議長 安藤二郎

防府市議会議員 上田和夫

防府市議会議員 行重延昭

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月25日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員